（食品流通構造改善促進法施行規則の一部改正）

第二条　食品流通構造改善促進法施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則	食品流通構造改善促進法施行規則
（食品等に含まれる農林水産物等）	
第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の農林水産物は、飲食料品の原料又は材料として使用される農林水産物とする。	（新設）
2　法第二条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、飲食料品の原料又は材料として使用されるものとする。	
（食品等流通合理化計画の認定の申請）	
第二条　法第五条第一項の規定により食品等流通合理化計画の認定を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	（新設）
2　前項の申請書には、申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類）を添付しなければならない。	
（食品等流通合理化計画の変更の認定の申請）	
第三条　法第六条第一項の規定により食品等流通合理化計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	（新設）
2　前項の申請書には、前条第二項に規定する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。	
（実施状況の報告）	
第四条　認定事業者は、認定計画の実施時期の各事業年度における食品等流通合理化事業の実施状況について、当該事業年度終了後九十日以内に、別記様式第三号により、農林水産大臣に報告しなければならない。	（新設）
（支援機構の予算の添付書類）	
第五条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、法第九条各号に掲げる業務を行う場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。以下「支援機構法」という。）第二十八条第一項の規定により予算を提出するときは、法第九条各号に掲げる業務に係る経理と他の業務に係る経理とを区分して整理した書類を添付しなければならない。	（新設）